## 新 金 誕 あ たつ

金びヶ以の 金 の木 議町、 夫 本 京 良 市 あをに る三月一 日研を究 期の して處 新 金成 本町の

かの 求會の をの存各る

で全

せにあ

金

伊三高山白花 藤上橋中川田

村議 會議長 長

金

木町

會議長

勝直

馨

良市村議會議長

宮武

合群 木 金木町、 喜良市村

重め、理想的な新しい町 公園を中心に日本三大美 公園を中心に日本三大美

津軽郡金木町大字金木字朝日 喜良市村千刈一八六ノ三 山三二三番地

る事務に関

三月中旬 三月三日 合 記念ス 記 念行 連合演 念 大会 007 0 00 嘉瀬 スロ スロート 南域 域校場 定 定 新

現

2、民有租地地目別反別調

嘉瀬村 金木町 喜良市村 田 5,658 9,060 2,490 畑 1,953 1,834 1,770 宅 192,927 166,376 134,131 山 林 708 1,226 540 原 1,326 1,286 30 92 40 その他

新 、人口及冰戶數 金木町 喜良市村 16,888 口 5,234 8,297 3,357 127人 方粁人口 197 173 55 車状 戸 2,006 615 998 393 139% 況全戸数に対する割合 70 86 74 平方粁 129.35 42.88 29.10 57.37 15.5桁 9.8 11.0 8.2 北 48.5杆 4.5 4.0

每 VZ 國 揭揚

**EXECUTE** 

F

国

B

## 合併にあたつて の協定事項

合併の時期

和三十年三月一日と 定

議會

被選擧權を有することゝなるものは、新町設置の日から、町村合併促進法第九條第一項の規定に依り、新町設置 (五十四名) さして在任すること。 一ヶ年間引續き新町のの際同町の議會議員の 地方自治

議會議員 議會議員の定數は右の者の數を定數とし、 當該數に

規定に

る定數

(二十六名)

まで補充し

な

5:190

欠員を生じ

法第九十一條の 職員の身分

置の日より一年以 --般職の 内に退職 て新 町に承繼し、 のは、 旧金木 の勤績年數を通算す 員退 職手當に ること。 する 新 條 町設 に

-新町設置 の日より ケ月以内 に退職 L 0) は給與 月額の十二倍

二、

その後一ヶ年以内に

退職するも

のにつ

V

ては右に準

じ月割に依

b

額支給

するも

のとする。

る退職手當 外次の割合によつて特別退職手當を支給する。

別職の退職手當に關 常勤の特別職の職員 L 1= ては、 ついては、 旧金木町特別職員退職手當 新町の東員として承繼すること。 手 當 を支給す に関す 3

條例による退

の特

第 職手當の外新町に 动 4. T 協議 の上特 別退職

負債及び財産の承繼

2 現嘉瀨及び喜良市兩村の官行造林 を管理 3 8 0 する

負債及び財産は総て

新町に引機

地に

0

4.

T

は

合併と

同

時

財産區

第五 町税の税率 T これ

行政區 町税の税率は、 一設定 現行の 割合でし三ヶ年は不均 課税とす り呼称すること。

喜良市村は村 名を以 0 て大字とす 字は旧來の通 3

第六、 關係町村名を廢し、從來の大字、

第七、 選擧區の設定

國民健康保險給付率 て設定すること

町議會議員の選擧

0

4

公職選舉法

第十五條の規定に

依り

新町

現喜良市村國民健 康保

險

付

李

は

現行

0

\$

>

どする。

將來全地域

國民健康

保険を實施するも 0) 2 す

係者の意見をきき新 當分の間現町村消防團をその

農業協同組合及び農業共濟組合の統合 は現在のまゝ存置 かる 將來自主的な連絡

農業協同組合及び農業共濟 組合

町の機關に

て決定す

5

とし、

その

組

組織及び

消防

~ に

2

V

その統

合整備

を要望す

ること

協

第十 -議會を育成助長し、 教育委員會の統合

合併後の 町の教育委員會の委員は、 町村合併促進 法 第九條 の二に の委

2 員の定數を四名さし、 選による教育委員會 任期は一ヶ年です 0 委員 は、 る。 新町 の社會教育委員

(八名)

に委

第十二、 農業委員會 農業委員會の統合 知事の承認を得 て當 分の間地區農業委員會を

L その任期は 一ケ年ごす 3

第 = 共用林

區農業委員會が統合するまで

は

任意

0)

連

合

体を設置

す

現在のまゝ 存置すること。

2 の運 委託林につ 營及び管理 5 v T 町 又は は 旧 旧 町 村 町 の村 地域住 の地 域住民 民 1 委任 金. 於 40 て契約

する

0

3

す

3

現町村で施行中の各種事

四

部落及び各学校に電話を架設し、 業は、 町に於て繼續 住民の福祉を利 すること 便を圖

3 功勞者 來街灯を架設し明るい街にす るこ

新町

に於

て表彰

500